

新潟県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第40号**

新潟県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(書類の提出) <b>第13条</b> (略) 2 (略) 3 法又は省令の規定により提出する解体工事業に係る書類は、正本1通とし、知事に提出しなければならない。	(書類の提出) <b>第13条</b> (略) 2 (略) 3 法又は省令の規定により提出する解体工事業に係る書類は、 <u>主たる営業所の所在地が新潟県内にある者にあつては正副2通とし、当該所在地を所管する地域振興局長を経由して、その他の者にあつては正本1通とし、知事に提出しなければならない。</u>

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。